

2025 年の気候変動政策の課題

トランプ次期政権、独選挙、日本 GX ETS などの動向に注目— ＜報告要旨＞

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所
環境ユニット 気候変動グループ
主任研究員 清水 透

COP29 (アゼルバイジャン・バクー)の結果と COP30 への課題

1. COP29 では、気候資金に関する新規合同数値目標に合意、2035 年に少なくとも年間 3,000 億ドルへ途上国への資金支援を拡大する枠組みが構築された。ただし、途上国が求めていた水準には届いていない。
2. カーボンクレジットを創出するためのパリ協定 6 条交渉が進展し、国際的取引を進めるための運用細目が決定されたことは大きな成果となった。
3. 一方で、グローバルストックテイクの実施に関する UAE 対話等は合意できず、次回ブラジルで開催される COP30 へ積み残しとなった。
4. 2025 年は、2035 年目標を含む NDC 提出期限であり、各国においても議論が進められているが、目標の野心度の引き上げとなるかは不透明。2024 年 12 月上旬の時点で NDC の提出は 3 カ国のみ、多くの国は 2 月の締切に間に合わないが見込まれる。トランプ次期政権による米国の「パリ協定再離脱」などの影響も注目される。

欧州

5. 7 月にフォンデアライエン氏の続投を改選後の欧州議会が承認、11 月に新欧州委員を欧州議会が承認し、12 月に第 2 期フォンデンライエン欧州委員会スタート。2 月末までに、100 日計画の一環としてクリーン産業ディール等の発表を予定。
6. 欧州環境庁の年次報告書では、EU の GHG 排出 2030 年目標及び 2040 年の目標水準には追加政策シナリオでも達しない見込み。加えて、一部加盟国の国家エネルギー気候計画(NECP)の提出が遅延しており、2030 年の GHG 排出削減に向けた「Fit for 55」を踏まえた加盟国での政策の実施体制は整っていない。
7. また、ドイツの連立政権が崩壊、2025 年 2 月に連邦議会選が予定されており、その気数と影響が注目される。同時期に NDC 提出期限を迎えるため、

EU としての提出は 2 月以降となる公算が高い。

8. 2040 年目標決定後、同目標を達成するためのポスト「Fit for 55」が動き出す。2040 年目標に関する影響評価では、ETS 対象セクターへの割当は 2039 年に終了、以降は炭素除去クレジットの取引へと変化する可能性もある。その点で、ETS 指令が予定する 2026 年 7 月を期限とするネガティブエミッションとの統合に向け、議論が盛り上がり可能性がある。

米国

9. 11 月の大統領選挙において共和党のトランプ氏が勝利、選挙公約として化石燃料採掘の拡大、気候変動関連規制の撤廃、パリ協定からの再離脱を上げており、2025 年就任後の動向が注目される。
10. 2024 年に環境保護庁（EPA）による自動車の CO₂ 排出基準や火力発電所の GHG 規則が発効、既に議会審査法の対象外となっており、排出削減に向けた連邦大の規制が動きだしている。これらの見直しには新たな規制立案手続きが必要となるため時間を要することが見込まれる。
11. 2022 年制定のインフレ抑制法（IRA）による各種クリーンエネルギー技術への大規模な補助策を利用する導入促進が進められている。トランプ氏の大統領就任後、法改正、実施ガイダンスや許認可手続きの凍結・停滞といった方法で、実施にブレーキをかけることも想定される。

GX ETS の制度設計

12. 日本は、2026 年から GX ETS の本格稼働が予定されており、「GX 実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ」において制度の論点整理が進められており、2025 年に GX 推進法の改正が予定されている。
13. 2023 年に開始された自主的な GX ETS 第 1 フェーズに比較して、2026 年開始の第 2 フェーズは義務的な制度となることを見込まれ、法人単位で 10 万 t-CO₂ 以上の企業への参加義務化等が予定されている。
14. 制度設計においては、特に、義務参加企業へのベンチマーク及びグランドファザリング（特定期間の排出実績を基に排出枠を設定する方式）を併用した無償割当の方法、上限・下限価格の設定による価格安定化措置といった点が制度の要となる。
15. また、2024 年 10 月のアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳共同声明においては、排出量の可視化や質の高い炭素市場の推進が盛り込まれており、今後は、東南アジア諸国でのカーボンプライシング制度の導入支援が進み、国境を超えた連携の取組み強化が期待される。

以上